

市議会令和6年第1回定例会

議案及び議案資料

議案第43号

(第9集)

柏市

目 次

議 案 第 4 3 号	柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例 の制定について	1
議案第43号資料	柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例 について	5

柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 1 1 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

国民健康保険法の改正により退職者医療制度が廃止されることに伴い，退職被保険者等に係る規定の整備を行いたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例

柏市国民健康保険条例（昭和63年柏市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第11条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみな

して算定した世帯別平等割額)」を削る。

第 1 2 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り，同条第 1 項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 1 4 条の見出し及び同条第 1 項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り，同項第 2 号及び第 3 号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 1 5 条から第 1 8 条までを次のように改める。

第 1 5 条から第 1 8 条まで 削除

第 1 9 条中「又は第 1 5 条」，「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には，第 1 1 条の基礎賦課額と第 1 5 条の基礎賦課額との合算額をいう。第 2 2 条及び第 2 3 条第 1 項において同じ。）」，「それぞれ」及び「又は令附則第 4 条第 2 項第 6 号」を削る。

第 1 9 条の 2 の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り，同条第 1 号中「であって，県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り，同条第 2 号ア中「附則第 2 2 条」を「附則第 7 条」に改め，同号イ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」を削る。

第 1 9 条の 2 の 2 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り，同条中「一般被保険者に係る」を削り，「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改める。

第 1 9 条の 2 の 3 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り，同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 1 9 条の 2 の 4 の見出し及び同条第 1 項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り，同項第 2 号中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 1 9 条の 2 の 5 から第 1 9 条の 2 の 7 までを次のように改める。
第 1 9 条の 2 の 5 から第 1 9 条の 2 の 7 まで 削除

第 1 9 条の 2 の 8 中「又は第 1 9 条の 2 の 5」，「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には，第 1 9 条の 2 の 2 の後期高齢者支援金等賦課額と第 1 9 条の 2 の 5 の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 2 2 条及び第 2 3 条第 2 項の規定により読み替えて準用する同条第 1 項において同じ。）」，

「それぞれ」及び「又は令附則第４条第３項第６号」を削る。

第１９条の２の９第２号ア中「附則第２２条」を「附則第７条」に改め、同号イ中「法附則第９条第１項の規定により読み替えられた」を削る。

第２２条第１項中「，第１５条，」を「若しくは」に改め，「若しくは第１９条の２の５」及び「若しくは第１７条」を削り，同条第２項中「，第１５条」，「，第１９条の２の５」及び「若しくは第１７条」を削る。

第２３条第１項各号列記以外の部分中「又は第１５条」を削り，同条第２項後段中「又は第１５条」及び「又は第１９条の２の５」を削り，同条第３項後段中「又は第１５条」を削る。

第２３条の３第１項中「又は第１７条」及び「，それぞれ」を削り，同条第３項後段中「又は第１７条」，「又は第１９条の２の７」及び「，「第１４条第２項」とあるのは「第１９条の２の４第２項」と」を削り，同条第４項第１号中「又は第１７条」を削り，同条第６項後段中「又は第１７条」，「又は第１９条の２の７」及び「，「第１４条第２項」とあるのは「第１９条の２の４第２項」と」を削る。

第２３条の４第１項各号列記以外の部分中「又は第１５条」を削り，同条第３項後段中「又は第１５条」及び「又は第１９条の２の５」を削り，同条第４項後段及び第５項各号列記以外の部分中「又は第１５条」を削り，同条第７項後段中「又は第１５条」及び「又は第１９条の２の５」を削り，同条第８項後段中「又は第１５条」を削る。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は，令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の柏市国民健康保険条例の規定は，令和６年度以後の年度分の保険料について適用し，令和５年度以前の年度分の保険料については，なお従前の例による。

議案第43号資料

柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

柏市国民健康保険条例（昭和63年柏市条例第8号）新旧対照表

改正前	改正後
(一般被保険者に係る基礎賦課総額) 第10条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第23条、第23条の3及び第23条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額 イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額 ウからオまで 略 カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担す	(基礎賦課総額) 第10条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第23条、第23条の3及び第23条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額 イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額 ウからオまで 略 カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))を除く。)

る後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
ア 略

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等, 病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。))の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。))に係るものを除く。))の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。))のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項, 法第72条の3の2第1項及び法第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。))を除く。))の額

(一般被保険者に係る基礎賦課額)

第11条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第12条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日(法第76条の2に規定する賦課期日をいう。以下同じ。))の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
ア 略

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等, 病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。))の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。))のための収入(法第72条の3第1項, 法第72条の3の2第1項及び法第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。))の額

(基礎賦課額)

第11条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

(基礎賦課額の所得割額の算定)

第12条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日(法第76条の2に規定する賦課期日をいう。以下同じ。))の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条

第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第23条第1項第1号において同じ。))に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第23条において「租税条約等実施特例法」という。))第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。))の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。))に第14条第1項第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 略

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第14条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 略

の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第23条第1項第1号において同じ。))に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第23条において「租税条約等実施特例法」という。))第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。))の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。))に第14条第1項第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 略

(基礎賦課額の保険料率)

第14条 基礎賦課額の保険料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 略

(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の33に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の10に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の見込数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ及びウ 略

2及び3 略

(退職被保険者等に係る基礎賦課額)

第15条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第16条 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に第14条第1項第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)

第17条 第15条の被保険者均等割額は、第14条第1項第2号の規定により算定した額と同額とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平

(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の33に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の10に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の見込数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ及びウ 略

2及び3 略

第15条から第18条まで 削除

等割額の算定)

第18条 第15条の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯
第14条第1項第3号アの規定により算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する法附則第6条第1項に規定する退職被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第14条第1項第3号イの規定により算定した額

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する法附則第6条第1項に規定する退職被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第14条第1項第3号ウの規定により算定した額

(基礎賦課限度額)

第19条 第11条又は第15条の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第15条の基礎賦課額との合算額をいう。第22条及び第23条第1項において同じ。)は、それぞれ令第29条の7第2項第9号又は令附則第4条第2項第6号に規定する額を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第19条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第23条、第23条の3及び第23条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。))は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。))の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用

(基礎賦課限度額)

第19条 第11条の基礎賦課額は、令第29条の7第2項第9号に規定する額を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第19条の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第23条、第23条の3及び第23条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。))は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。))の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用

(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項, 法第72条の3の2第1項及び法第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。</u>)の額 (<u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額</u>) 第19条の2の2 <u>保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額は, 当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。</u> (<u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定</u>) 第19条の2の3 前条の所得割額は, <u>一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1項第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。</u> (<u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率</u>) 第19条の2の4 <u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は, 次の各号に掲げる区分に応じ, それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</u> (1) 略 (2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における<u>一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</u> 2及び3 略 (<u>退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額</u>) 第19条の2の5 <u>保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は, 当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。</u> (<u>退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定</u>) 第19条の2の6 前条の所得割額は, <u>退職被保険者等に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に第19条の2の4第1項第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。</u> (<u>退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定</u>) 第19条の2の7 <u>第19条の2の5の被保険者均等割額は, 第19条の2の4第1項第2号の規定により算定した額と同額とする。</u> (後期高齢者支援金等賦課限度額) 第19条の2の8 第19条の2の2又は第19条の2の5の後期高齢者支援金等賦課額(<u>一般被保険者</u>	(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項, 法第72条の3の2第1項及び法第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額 (後期高齢者支援金等賦課額) 第19条の2の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は, 当該世帯に属する<u>被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。</u> (後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定) 第19条の2の3 前条の所得割額は, <u>被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1項第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。</u> (後期高齢者支援金等賦課額の保険料率) 第19条の2の4 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は, 次の各号に掲げる区分に応じ, それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1) 略 (2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における<u>被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</u> 2及び3 略 第19条の2の5から第19条の2の7まで 削除 (後期高齢者支援金等賦課限度額) 第19条の2の8 第19条の2の2の後期高齢者支援金等賦課額は, 令第29条の7第3項第8号に規定
---	---

と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第19条の2の2の後期高齢者支援金等賦課額と第19条の2の5の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第22条及び第23条第2項の規定により読み替えて準用する同条第1項において同じ。）は、それぞれ令第29条の7第3項第8号又は令附則第4条第3項第6号に規定する額を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第19条の2の9 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第23条及び第23条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び法第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第22条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第11条、第15条、第19条の2の2若しくは第19条の2の5の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は被保険者が特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)、第19条の3の額又は次条第1項各号(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額、第23条の3第1項(同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める第14条若しくは第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条の3

する額を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第19条の2の9 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第23条及び第23条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項及び法第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第22条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第11条若しくは第19条の2の2の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は被保険者が特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)、第19条の3の額又は次条第1項各号(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額、第23条の3第1項(同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条の3第4項第1号(同条第6項の規定により

第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第23条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、若しくは被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条、第15条、第19条の2の2、第19条の2の5若しくは第19条の3の額又は次条第1項各号に定める額、第23条の3第1項に定める第14条若しくは第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条の3第4項第1号に定める額、第23条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第23条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第15条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第19条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額)とする。

(1)から(3)まで 略

- 2 前項の規定(同項第1号イ、第2号イ及び第3号イの規定を除く。)は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第15条」とあるのは「第19条の2の2又は第19条の2の5」と、「第19条」とあるのは「第19条の2の8」と読み替えるものとする。

- 3 第1項の規定(同項第1号イ、第2号イ及び第3号イの規定を除く。)は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第15条」とあるのは「第19条の3」と、「第19条」とあるのは「第19条の6」と読み替えるものとする。

読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第23条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、若しくは被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条、第19条の2の2若しくは第19条の3の額又は次条第1項各号に定める額、第23条の3第1項に定める第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条の3第4項第1号に定める額、第23条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第23条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第19条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額)とする。

(1)から(3)まで 略

- 2 前項の規定(同項第1号イ、第2号イ及び第3号イの規定を除く。)は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第19条の2の2」と、「第19条」とあるのは「第19条の2の8」と読み替えるものとする。

- 3 第1項の規定(同項第1号イ、第2号イ及び第3号イの規定を除く。)は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第19条の3」と、「第19条」とあるのは「第19条の6」と読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第23条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条又は第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ10分の5を乗じて得た額(第14条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第17条」とあるのは「第19条の2の4又は第19条の2の7」と、「第14条第2項」とあるのは「第19条の2の4第2項」と、前項中「第14条第3項」とあるのは「第19条の2の4第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第14条又は第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第23条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第14条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額

(2) 略

5 略

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第17条」とあるのは「第19条の2の4又は第19条の2の7」と、「第14条第2項」とあるのは「第19条の2の4第2項」と、前項中「第14条第3項」とあるのは「第19条の2の4第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第23条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第15条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第19条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額)とする(第5項に掲げる場合を除く。)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第23条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に10分の5を乗じて得た額(第14条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第19条の2の4」と、前項中「第14条第3項」とあるのは「第19条の2の4第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第23条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第14条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額

(2) 略

5 略

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第19条の2の4」と、前項中「第14条第3項」とあるのは「第19条の2の4第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第23条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第19条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額)とする(第5項に掲げる場合を除く。)

(1)及び(2) 略 2 略 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第15条」とあるのは「第19条の2の2又は第19条の2の5」と、「第19条」とあるのは「第19条の2の8」と、前項中「第14条第2項」とあるのは「第19条の2の4第2項」と読み替えるものとする。 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第15条」とあるのは「第19条の3」と、「第19条」とあるのは「第19条の6」と、第2項中「第14条第2項」とあるのは「第19条の5第2項」と読み替えるものとする。 5 当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に生産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条又は第15条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第19条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額)とする。 (1)及び(2) 略 6 略 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第15条」とあるのは「第19条の2の2又は第19条の2の5」と、「第19条」とあるのは「第19条の2の8」と、前項中「第14条第2項」とあるのは「第19条の2の4第2項」と読み替えるものとする。 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「生産被保険者がある場合」とあるのは「生産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)がある場合」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第15条」とあるのは「第19条の3」と、「第19条」とあるのは「第19条の6」と、第6項中「第14条第2項」とあるのは「第19条の5第2項」と読み替えるものとする。	(1)及び(2) 略 2 略 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第19条の2の2」と、「第19条」とあるのは「第19条の2の8」と、前項中「第14条第2項」とあるのは「第19条の2の4第2項」と読み替えるものとする。 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する生産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する生産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第19条の3」と、「第19条」とあるのは「第19条の6」と、第2項中「第14条第2項」とあるのは「第19条の5第2項」と読み替えるものとする。 5 当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に生産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第19条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額)とする。 (1)及び(2) 略 6 略 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第19条の2の2」と、「第19条」とあるのは「第19条の2の8」と、前項中「第14条第2項」とあるのは「第19条の2の4第2項」と読み替えるものとする。 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「生産被保険者がある場合」とあるのは「生産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)がある場合」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第19条の3」と、「第19条」とあるのは「第19条の6」と、第6項中「第14条第2項」とあるのは「第19条の5第2項」と読み替えるものとする。
--	--

